**令和２年10月28日**

**期末手当の支給月数の見直しについて(提案)**

**１　提案理由**

令和２年人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について、支給月数を見直すこととする。

**２　提案内容**

（１）期末手当の年間支給月数を2.60月から2.55月に引き下げることとする。

（２）令和２年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和３年度以降は６月期及び12

月期の期末手当が均等になるように配分する。

　　 ※ 職員区分や年度毎の支給月数については、別紙参照。

**３　実施時期**

　 ・条例公布の日（令和３年度以降の支給月数の見直しは、令和３年４月１日）

※ 令和２年９月（後半）議会に条例改正案を提出予定

**４　協議期限**

令和２年11月12日